

「横浜みどりアップ計画」地域緑のまちづくり

竹山三丁目地区 地域緑化計画書

計画名：竹山池を中心とした景観・生物の多様性の再生

推進団体名：竹山池周辺活性化推進委員会

この地域緑化計画書は、公開します。

地区の範囲



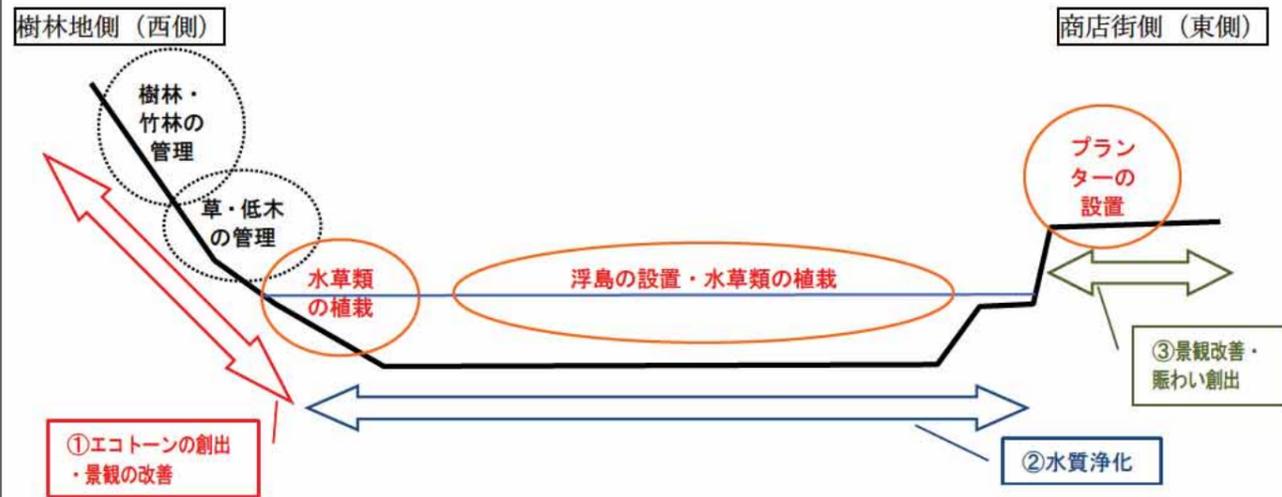
<p>計画期間</p>	<p>平成 26年度 ~ 平成 28年度</p>
<p>計画概要</p>	<p>かつて生活の中心であり、憩いの場であった竹山池とその周辺を蘇らせるため、次の事を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 浮島を使って水草を植え、緑の景観作りと合わせて、水草による池の水質浄化を目指す。 2. 竹山池西・南側の竹林・雑木林、草地を適切に管理すると共に、池の護岸付近には水草を植えるなどし、池から森までのエコ・トーンを作り出す。 3. 池の環境保全活動の一環として、生物調査や水質調査を行う。 4. 竹山池東側の商店街には季節の花々が楽しめるプランターを置くなどし、明るい雰囲気を作る。 <p>以上により、竹山団地の中心である竹山池の景観・生物多様性を再生し、地域が誇れる竹山池として復活させる。</p>
<p>立地環境</p>	<p>竹山池に向かって、東・北側には商店街（約 15 店舗）が、西・南側には斜面緑地がある。また、同じ街区に総合病院、小学校、幼稚園、保育園があり、竹山団地の中心として計画され、団地内の誰もが生活の中心としてここに通り、人と交わってきた場所である。</p> <p>ところが、特に管理されないまま約 40 年が経過し、池には鯉や亀、外来種がはびこり、竹林や雑木林は伸び放題である。整備当初、水に近づくために設けられた施設は長らく閉ざされている。</p> <p>自動車に頼る社会情勢も手伝い、商店街の魅力も低下し、高齢化により子供たちも減り、竹山団地の中心としての求心力が失われている。</p>
<p>計画の効果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 竹山池の景観・生物多様性を再生し、地域が誇れる竹山池として復活する。 2. 人々が集まり、憩う環境を取り戻すことで、賑わいを生み出す。 3. これをきっかけとして、商店街がかつての活気を取り戻す。 4. この活動を通して、小学生や未就学児、普段自治会活動に無関心な者や、その家族を巻き込み、多世代交流を深める。 5. 地域住民が緑豊かな水辺の環境保全や、生物多様性への理解を深めると共に、そのためには地域の関与が重要な事を理解する。

<p style="text-align: center;">計画期間中の 仲間づくり・資金</p>	<p>連合自治会としてこの事業に取り組むので、傘下の各自治会からの参加や、商店会、小学校等の協力を求めることは容易である。もとより住民には竹山池に対する記憶と期待が有るので、理解が得やすいものとする。</p> <p>特に、環境保全活動の一環として行う竹山池の生物調査、水質調査には住民の参加が多く見込まれ、イベント仕立てで行うことも考えられる。</p> <p>自己資金に関しては、所有者や商店会からも応分の負担金を求めるほか、住民の寄付金を期待するが、足りない場合には連合自治会が負担することを検討する。</p>
<p style="text-align: center;">計画期間終了後の 仲間づくり・資金</p>	<p>隣接する竹山中公園の公園愛護会は竹山三丁目自治会であり、その延長で竹山池一帯の緑地や植栽・伐採の日常管理をすることで検討中です。</p> <p>池の生物調査、水質調査については、竹山小学校が環境学習（授業）の一環として行っていくことで検討中です。</p> <p>必要な資金に関しては、所有者や商店会からの応分の負担金を求める他、住民の寄付金を期待するが、足りない場合は連合自治会が負担することを検討する。</p>
<p style="text-align: center;">創意工夫</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1．竹山池の環境保全活動イベントを通じて、これまで自治会活動に参加しなかった層の参加が期待できること。 2．小学生が環境学習の一環として生物調査を継続的に行うこと。 3．商店会の関与が期待できること。 4．生物多様性について、地域全体の意識が向上すること。 5．水草等による池の浄化について、同様の活動を行っている団体との連携を図る。

計画年次	計 画 内 容
<p>1年度目 (平成26年度)</p>	<p>< 民有地緑化 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浮島の設置 (浮島 10 基) 緑化整備設計 <p>< 地域緑化活動 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竹山池周辺の調査 (設立当初の状況、設計思想等) ・ 小学生、住民等による生物調査、水質調査 PR活動と環境保全活動部隊のグループ作り。エコ・トーン創出に必要な樹林地・竹林等の管理 <p style="text-align: right;">* 太字は継続的な事業</p>
<p>2年度目 (平成27年度)</p>	<p>< 民有地緑化 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街側にプランターの設置 (20 基) ・ 浮島の追加設置 (浮島 10 基) ・ 樹林地側の水草設置 (約 40m) ・ 緑化整備設計 <p>< 地域緑化活動 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街側のプランターの管理 ・ 小学生、住民等による生物調査、水質調査 ・ PR活動と環境保全活動部隊のグループ作り。エコ・トーン創出に必要な樹林地・竹林・水草の管理
<p>3年度目 (平成28年度)</p>	<p>< 民有地緑化 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プランターの追加設置 (20 基) ・ 樹林地側の水草設置 (約 110m) <p>< 地域緑化活動 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生、住民等による生物調査、水質調査 ・ PR活動と環境保全活動部隊のグループ作り。エコ・トーン創出に必要な樹林地・竹林・水草の管理 ・ プランターの管理、プランターの苗の育成 ・ 水質浄化策の評価と再構築
<p>計画期間 終了後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生、住民等による生物調査、水質調査 ・ PR活動と環境保全活動部隊のグループ作り。エコ・トーン創出に必要な樹林地・竹林・水草の管理 ・ プランターの管理、プランター用の苗の育成

緑化計画図

1. 事業の基本的な考え方 (断面図)



3. 整備量等

No.	作業	イメージ	整備量等
①	樹林・竹林の管理 草・低木の管理 水草類の植栽		池の南北 約 150m ・水草類の植栽 1m(W)×150m(L)
②	浮島の設置・水草類の植栽		池の面積 約 7,000 m ² ・浮島の設置・水草類の植栽 20 基
③	プランターの設置		商店街の延長 約 230m ・プランター 40 基
他	プランター用の苗の栽培		

2. ゾーニング



概算事業費（単位：千円） （注1, 5）

助成項目	細目	1年度目（平成26年度）	2年度目（平成27年度）	3年度目（平成28年度）	項目ごとの合計	※【参考】 助成率・助成金額の上限	
1 民有地緑化	①設計等経費	987	220	0	1,207	100%以内	
	②緑化整備等経費 <small>（注2）</small>	2,221	3,725	3,528	9,474	90%以内	
2 景観木保全	①調査費	0	0	0	0	100%以内	
	②診断書作成費	0	0	0	0	100%以内 （上限20千円/本）	
	③治療費	0	0	0	0	③と④は各景観 木1本につき、 合計50千円以内	100%以内 （上限50千円/ 本）
	④環境整備費	0	0	0	0		100%以内 （上限50千円/ 本）
3 地域緑化活動 <small>（注3）</small>	①維持・管理費	620	790	790	2200	①～④の合計 1,000千円以内 /年度	100%以内
	②広報・研修費	170	70	70	310		100%以内
	③事務費	100	100	100	300		100%以内 （上限100千円/ 年度）
	④諸雑費	40	40	40	120		100%以内 （上限40千円/ 年度）
年度ごとの合計 <small>（注4, 6, 7, 8）</small>		4138	4945	4528	総合計 13,611	1～3の合計5,000千円以内/年度	

（注意事項）

注1：概算事業費（予定金額）は、計画の助成金と自己負担金を含めた額となります。計画がない項目や細目は、0（ゼロ）となります。

注2：民有地緑化の緑化整備等経費には、最低10%の自己負担金が必要となります。（助成金申請時に、自己負担金が用意できることが助成金交付の要件となります。）

注3：地域緑化活動の助成項目では、1年度につき1,000千円が助成金額の上限となります。

注4：民有地緑化、景観木保全、地域緑化活動の助成金の合計は1年度につき5,000千円が助成金額の上限となります。（3年度総合計の助成金額の上限は、15,000千円です。）

注5：概算事業費は、千円単位となります。（なお助成金額は、千円未満切り捨てとなり、端数は自己負担金となります。）

注6：本概算事業費の年度ごとの合計金額を上回る助成金の申請はできません。

注7：年度ごとの概算事業費を作成することとし、年度間での助成金のやりとりはできません。（年度ごとに助成事業を完了させる必要があります。）

注8：上限内での年度ごとの項目間、細目間での事業計画の見直しは、可能です。（28年度の地域緑化活動における維持管理費を増やし、その分の広報研修費を減らすなど）